

京都市上下水道局告示第23号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成24年9月19日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都市伏見区淀池上町79番地の1

株式会社ウイシステム淀

代表取締役 鈴木 顕一

2 変更事項（代表者の変更）

鈴木 尚次から鈴木 顕一に変更

（上下水道局下水道部管理課）